東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成１８年９月１１日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：１件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	２号機	放射線モニタ点検のための安全処置実施時、「Ａ系原子炉自動スクラム」の警報が発生したため、原因を調査	A	9月11日公表済 (PDF65kB)

その他：４３件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器出口のＰＨ．及び酸素濃度サンプリングライン恒温装置において、電源回路のヒューズ切れ発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	１号機	復水移送ポンプ（Ｂ）において、反カップリング側シャフトとケーシング間より潤滑油の霧状飛散が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	１号機	復水脱塩装置現場操作盤設置のカチオン塔圧力計の指示値と再生用遠方操作盤設置のＣＲＴに表示されているカチオン塔圧力の指示値に相違が認められたため、制御回路を点検・修理	D	
4	１号機	タービン補機冷却水系熱交換器（Ａ）脇設置の中間ファンネルにおいて、配管接続部に著しい腐食によるピンホールが確認されたため、当該部を点検・修理	D	
5	２号機	原子炉冷却材浄化系ダンプ用圧力調整弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	２号機	非常用ディーゼル発電機（２Ａ）の排気ガス温度計において、指示不良（－１００℃を指示）が認められたため、当該温度計を点検・校正	D	
7	３号機	エリア放射線モニタ（１）ユニット（ＣＨ１～１２）において、画面表示に「制御回路伝送異常」のメッセージが発生し、操作不能になったため、原因調査及び対応検討	D	
8	３号機	原子炉補機冷却水ポンプ室において、局所空調機のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
9	３号機	制御棒駆動機構修理室差圧発信器の出口圧力指示計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該圧力指示計を点検・校正	D	
10	３号機	循環水ポンプ（Ａ）において、グランド受け皿の排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
11	３号機	新廃棄物地下貯蔵設備において、除染パン純水供給弁にシートリーク（鉛筆芯１本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	３号機	原子炉再循環ＭＧセット室の局所空調機において、ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
13	４号機	局部出力領域モニタのうち、４４－２９Ｄの検出器において「レベル高」警報が発生し、即時、通常値に復帰したため、当該検出器を除外	D	
14	４号機	原子炉建屋内自動減圧系（Ａ）窒素供給系の圧力スイッチ及び圧力指示スイッチにおいて、計装配管継手部（３箇所）より窒素リーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

15	４号機	原子炉建屋内自動減圧系（Ｂ）窒素供給系の圧力スイッチ及び圧力指示スイッチにおいて、計装配管継手部（２箇所）より窒素リーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	４号機	屋外自動減圧系（Ａ）窒素ボンベ圧力計元弁の継手部より、微少の窒素リークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	４号機	屋外自動減圧系（Ｂ）窒素ボンベ集合弁の継手部より、微少の窒素リークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	５号機	循環水ポンプ（Ａ）軸受潤滑水用他給水電磁弁の点検時、ボビンに破損が認められたため、当該電磁弁一式を交換	D	
19	５号機	復水脱塩装置の空気作動弁開閉試験時、電磁弁（５台）に内部リークが認められたため、当該弁を交換	D	
20	５号機	不活性ガス系圧力抑制室圧力伝送器のハウジングと受圧部の接続箇所に、ガタツキが認められたため、当該計器を点検・修理	D	
21	５号機	タービン本体設備他定期検査工事において、所内変圧器用相非分離母線（ノンセグ）点検口のヒンジ部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
22	５号機	原子炉隔離時冷却系主油ポンプ吐出圧力計等（３台）の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正値の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
23	５号機	蒸発器加熱蒸気ドレン配管の点検時、エルボ部の配管差込み不良が認められたため、当該配管を修理	D	
24	５号機	搬出物品確認測定時、基準値を超える汚染が認められたため、当該物品を回収及び原因調査	D	
25	５号機	ターニング油ポンプ自動起動用圧力スイッチ等（２台）の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正値の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
26	５号機	高圧油ポンプ自動起動圧力スイッチ等（６台）の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正値の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
27	５号機	制御棒駆動水圧ユニット窒素容器の漏えい確認時、２６－５１窒素容器の下部ユニオン部より、Ｏリング劣化によるリーク及び圧力降下が認められたため、当該Ｏリングを交換	D	
28	５号機	第２１回定期検査での取替対象制御棒について、第１８回定期検査時に作成されたチェックシートに基づき、制御棒シリアルナンバーを確認していた際、当該チェックシート記載のシリアルナンバーに誤記が認められたため、対応検討	C	
29	５号機	高圧注水系軸受温度記録スイッチの計器仕様表において、設定値記載欄に誤記が確認されたため、当該書類を訂正	C	
30	５号機	原子炉補機冷却水系排ガス復水器（Ａ）出口弁の分解点検時、弁体に亀裂が認められたため、対応検討	C	H20年9月24日再審議にてグレード変更 Ｄ　→　Ｃ
31	５号機	サプレッションプール水サージタンクの１・２号機受入配管ドレン弁において、操作ハンドルの脱落が認められたため、ハンドルを取り付け	D	
32	５号機	高圧注水系タービン高圧側軸受油圧力計等（４台）の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正値の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
33	５号機	不活性ガス系圧力抑制室水温度検出器（４台）の計器仕様表において、計器測定範囲に誤記が確認されたため、当該書類を訂正	C	
34	６号機	原子炉格納容器内局所空調機クーラドレン流量計の計器仕様表において、入力値に誤記が確認されたため、当該書類を訂正	C	
35	６号機	原子炉格納容器雰囲気微粒子モニタの計器仕様表において、計器番号に誤記が確認されたため、当該書類を訂正	D	

36	６号機	プロセス計算機の点検時、プリンタ（２台）に印字不良が認められたため、当該プリンタを修理	対象外	
37	６号機	プロセス計算機の点検時、ラインプリンタ用部品（２個）に劣化が認められたため、当該部品を修理	対象外	
38	６号機	放射性廃棄物処理設備フィルタケーキ・ホールディングタンク（Ａ）撹拌用空気入口電磁弁の開状態において、異音（ジージー）の発生が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
39	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液濃縮器（Ｂ）の液位記録計において、紙送り動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
40	集中環境施設	高温焼却炉設備排ガスブロワ用インバータ盤において、扉内下部設置のフィルタに剥離が認められたため、当該フィルタを交換	D	
41	集中環境施設	焼却工作建屋冷凍機（Ｂ）の圧縮機（ＮＯ．２）において、潤滑油量が補給目安値に達したため、潤滑油を補給	対象外	
42	集中環境施設	雑固体焼却炉（Ｂ）における、投入シュートダンパ雑固体確認用光電管スイッチの位置ずれ調整時、固定用ボルトを折損させたため、当該ボルトを交換し光電管スイッチの位置ずれを再調整	D	
43	その他	計測器校正のため、発電所構外に搬出した３・４号機工具センタ配備品のダイヤルゲージが所在不明になったため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで